四　ＩＴ等の利用による経営能率の向上に関する事項

イ　データベース構築の推進

財務、会計、人事、給与管理等に、一般に販売されている業務用ソフトウェア又はクラウドサービス等の標準的なシステムを導入する、又は顧客管理システムや需要動向等データベースを構築する等により、管理部門における業務の効率化を推進する。

ロ　決裁手続きの電子化の推進

組合による官公需の受注等を推進するため、決裁手続きの電子化を進める等の取組を推進する。

五　災害対応力強化に関する事項

イ　自家発電機の導入等による災害対応力強化

自家発電機の導入や防災訓練、研修会への参加等により災害対応力を強化する。あわせて、こうした取組を通じて官公需受注機会の拡大、地域住民の信頼性向上を図る。

ロ　災害発生時における連携強化

災害発生時における避難所等の重要施設への燃料供給や電力会社所有の電源車への燃料供給に関する自治体や他業界との連携体制の構築を図る。

六　その他経営力向上に関する事項

イ　高性能な設備の導入

既存の設備と比べて高効率な空調、照明機器、洗車機、ＰＯＳ、計量機等を導入し、エネルギー効率の向上及び省力化を推進する。

ロ　設備の共同利用

設備を事業者間で共同利用・共同購入することにより、設備の回転率向上を図る。

ハ　配送の合理化

複数事業者による共同出資会社や有限責任事業組合（ＬＬＰ）を設立するなど、配送の合理化の実現により、灯油等の石油製品の配送コストの削減を推進する。

2　規模別の整理

小規模（石油卸売業・燃料小売業：従業員数５名以下）	１一イから四ロまでに掲げる事項のうち１項目以上 注）右記に加え、１五イから六ハに掲げる事項にも取り組むことを推奨する。
中規模（石油卸売業：従業員数６人以上100人以下、燃料小売業：従業員数６人以上50人以下）	１一イから四ロまでに掲げる事項のうち２項目以上 又は １一イから四ロまでに掲げる事項のうち１項目以上かつ１五イから六ハに掲げる事項のうち１項目以上
中堅（石油卸売業：101人以上、燃料小売業：51人以上）	１一イから四ロまでに掲げる事項のうち３項目以上 又は １一イから四ロまでに掲げる事項のうち２項目以上かつ１五イから六ハに掲げる事項のうち１項目以上

第４　海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営向上の促進に当たって配慮すべき事項

基本方針第４の３に定めるところによる。

第５　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

基本方針第５の４に定めるところによる。

第６　適用範囲

本指針の適用範囲は、日本標準産業分類の細分類5331石油卸売業、6051ガソリンスタンド及び6052燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）に分類される事業を行う事業者のうち、揮発油等の品質に関する法律（昭和51年11月25日法律第88号）第３条の登録を受けた事業者又は石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年12月27日法律第96号）第27条第１項の規定により届出を行った事業者とする。

○国土交通省告示第千百七十九号

サンルダムの建設に関する基本計画（平成七年建設省告示第千五百十三号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定により、告示する。

平成二十九年十二月二十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

サンルダムの建設に関する基本計画の一部を変更する告示

サンルダムの建設に関する基本計画（平成七年建設省告示第千五百十三号）の一部を次のとおり変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１～５　（略）	１～５　（略）
６　建設に要する費用及びその負担に関する事項	６　建設に要する費用及びその負担に関する事項
(1)　建設に要する費用の概算額 約591億円	(1)　建設に要する費用の概算額 約559億円
(2)　（略）	(2)　（略）
７　（略）	７　（略）

○東北地方整備局告示第二百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十一日

東北地方整備局長　津田　修一

一　道路の種類及び路線名、占用を制限する区域、図面縦覧場所

道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道四号	福島県伊達郡国見町大字藤田字塚野目字下二本木から同町大字藤田字藤野目二四三番まで	東北地方整備局河川国道事務所及び同局福島河川国道事務所
〃　〃	福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁目二一番一まから同町大字藤田字沢田三一二番地四まで	〃

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十二月二十八日